



泉州水なすやトマトなど旬野菜を求める客で賑わった

泉佐野市北中地区では、今年5月から地元の若手農家7人で「きたなかマルシェ」をスタートさせている。地元農家に加え、泉佐野市農業委員会（勝間富士男会長）、泉佐野市、府土地改良事業団体連合会等が参画した座談会を通して企画されたもの。

同地区では、地域農業を活性化するための座談会を昨年12月から3度にわたり実施。耕作や水利の話だけでなく、地域住民との共生という市街地ならではの課題も議論し、自分たちが地域農業の活性化のために出来ることを形にした。

まず、北中マルシェ実行委員会を立ち上げ、具体的には自家の野菜を持ち込む3回マルシェでは、30品目以上の旬の野菜を集め、63人の地域住民が訪れた。

座談会の成果の一つ

今後も課題検討の場に

組んでもらっている」としてお

員の赤坂氏は語る。



マルシェを盛り上げようと、若手農家らの議論も白熱する

きっかけは座談会

泉佐野市若手農家がマルシェ

泉佐野市北中地区では、今年5月から地元の若手農家7人で「きたなかマルシェ」をスタートさせている。地元農家に加え、泉佐野市農業委員会（勝間富士男会長）、泉佐野市、府土地改良事業団体連合会等が参画した座談会を通して企画されたもの。

頭に立った農家も「単純に野菜を売る場ではない。地域住民とのコミュニケーションを図る大事な機会だ。地域の魅力を住民に伝えた」と気合が入る。

この取り組みにはJA大阪泉州も全面的にバックアップしている。開催場所の提供や、移動販売車など連携も細やかに積極的にサポート。特にJAの顔なじみの職員が常連客との繋がりを作ってくれたことが大きな助けとなつた。

マルシェの今後については、「細く長く継続して取り組み、地域に愛され根付くようになりたい」とマルシェ実行委員会の赤坂氏は語る。



発行所
大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋2-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701~2
<http://www.agri-osaka.or.jp>
発行人 中谷 清

J Aで 年金の お受け取りは

JAバンク大阪(JA/信連)
JAバンク大阪へ 検索

主な記事

- ◎(特集)「大阪型農地利用の最適化」に向けて... 2~4面
- ◎JA割が特定生産指定を希望する... 5面
- ◎農業経営に関するリスク対策を... 6面

風速計

人類を最初に月面に着陸させたアポロ11号。快挙から7月20日で50年が経過した。コンピュータ制御の様々な安全装置が備わっていても、宇宙飛行士の訓練は過酷を極める◆政府は75歳以上の高齢ドライバー専用の運転免許を作る方針だ。自動ブレーキ、踏み間違い防止など安全機能付きの車に限定。しかし、操作が容易で一層運動神経が鈍くならないか。自動変速機より手動変速機での実技試験を義務づけるべきだ◆平成30年度食料・農業・農村白書は、「現場への導入が進むスマート農業」で、自動走行トラクターやりモコン式自走草刈り機などを解説。しかしロボットやドローンはあくまでも作業を楽にする「手段」で、あらゆる課題が解決できる訳ではない

◆科学技術一辺倒では問題解決どころか却つて根本的な問題を曖昧にしてしまう。人類最初の月面着陸から50年。進歩しないのは私たちの思考パ

ターンかも。(鈴木)

「人・農地プラン」推進で通知 農委に大きな役割

農地中間管理事業
関連法が今年5月に改正された。今回の改正のポイントは①地域における農業者等による協議の場の実質化（「人・農地プランの実質化」）、②事業の仕組みの改善、③農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化、④担い手の確保等の措置の4点となつていて（表「農地中間管理事業5年後見直しのポイント」参照）。

「人・農地プラン」では、地域の話し合い活動の実質化」では、地

「人・農地プラン」とは、農業者が話し合いに基づき、地域農業の中心となる経営体や地域における農業の将来のあり方などを明確にして、市町村が公表する計画。

改正農業委員会法が施行され、4年目を迎えた今年、5月に農地中間管理事業関連法が改正され、6月26日には農林水産省経営局長通知「人・農地プランの具体的な進め方について」が発出された。
そこで、この法改正と通知で明記された農業委員会の役割を改めて確認する。
また、平成30年度の農委活動の点検評価と組織運動「大阪農業リフレッシュ運動」の取組状況がまとまつたので、その概要を紹介する。

農地中間管理事業
関連法が今年5月に改正された。今回の改正のポイントは①地域における農業者等による協議の場の実質化（「人・農地プランの実質化」）、②事業の仕組みの改善、③農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化、④担い手の確保等の措置の4点となつていて（表「農地中間管理事業5年後見直しのポイント」参照）。

農地中間管理事業5年後見直しのポイント

実質化の3要件

「人・農地プラン」の実質化の要件として、①地区の相当部分において農地利用に関するアンケートが行われていること、②後継者の確保状況など農業者の有無、農地利用の意向などの現況が地図で把握されていること、③農地の集約化に関する将来方針が作成されていることと定義。

農業委員会に対しては、①対象地区の農業者に年齢や後継者の有無、農地利用の意向などの現況が地図で把握されていること、③農地の集約化に関する将来方針が作成されていることと定義。

アンケートを実施すること、②地図化にあたり、農地の利用状況や意向などの情報提供、③農業委員や農地利用最適化推進委員による地域の話し合いの場への出席などの協力を行うことが求められている。（北川）

項目	主な内容	施行時期
1 地域における農業者等による協議の場の実質化（「人・農地プランの実質化」）	「人・農地プランの実質化」の要件 ①アンケートの実施（5年から10年後の農地利用意向） ②現状把握（年齢階層別の就農や後継者の確保状況を地図で把握） ③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成	6月26日 通知施行
2 事業の仕組みの改善	・借入・転貸手続きの一体化 →集積計画一括方式（集積計画のみで権利設定可能に） ・配分計画の縦覧および利用状況報告の廃止	今秋施行
3 農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化	円滑化団体との一体化（JA等が配分計画原案作成できる仕組み、農地バンクの事業実施地域拡大等）	来春施行
4 担い手の確保等の措置	①認定農業者を都道府県等が認定の仕組み ②農地所有適格化法人の常時従事要件の特例的緩和	来春施行 今秋施行

農業委員・推進委員が協議の場へ積極的に関与することを法令で明確化

☆今回の改正で新たに、今使われている農地を対象に
・意向調査を戸別訪問または郵送で実施。
・話し合いの場に農業委員、推進委員が積極参加し、農地台帳等のデータ提供、コーディネーター役など担う。
★農地利用の最適化＝意向把握+話し合い活動

大阪農業リフレッシュ運動・取組状況の概要

取組内容	実施数(農委)	割合(%)
農地利用最適化指針の策定	18	38.1
地域の話し合い活動への参画	11	21.4
生産緑地説明会等の実施	25	52.3
担い手への経営改善支援(研修会)	8	19.0
就農相談活動	16	38.1
市民農園、福祉農園等の推進	16	38.1
学校給食への地元産農産物導入促進	21	50.0

大阪農業リフレッシュ運動結果

指針策定、話し合い参画が課題

改正農業委員会法第7条で位置付けられた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を

「策定済み」の農業委員会は約4割の18農委(吹田市、高槻市、茨木市、岸和田市、泉佐野市、岬町、千早赤阪村、富田林市、河南内長野市、八尾市、門真市、交野市)となつた。「策定予定」の3農委(摂津市、貝塚市、柏原市)とあわせて、47・6%が

特定生産緑地指定、JA等との連携重要

生産緑地制度改正や都市農地の貸借の円滑化に関する説明会を開いたのが25農委(59・5%)。うち市都市計画担当課やJAと連携して実施したのは7農委にとどまっている。

今後、特定生産緑地指定に関する相談対応が本格化していく中、関係機関・団体との連携を密にした指定促進の取り組みが重要となつていて。

担当手への経営改善支援の一環として研修会を実施したのは8農委(19・0%)。

新規就農者や就農希望者への相談活動については、16農委(38・1%)が実施。利用権設定に関する相談対応が主な内容となつていて。

学校給食へ地元産農産物導入など支援

地域住民の農業理解促進のための取り組みには、「市民農園、体験農園、福祉農園等の推進」(16農委、38・1%)、「防災協力農地登録制度」(6農委、14・3%)などとなつた。

「食農教育」の推進では、「学校給食への地元産農産物の導入促進」(21農委、50・0%)が

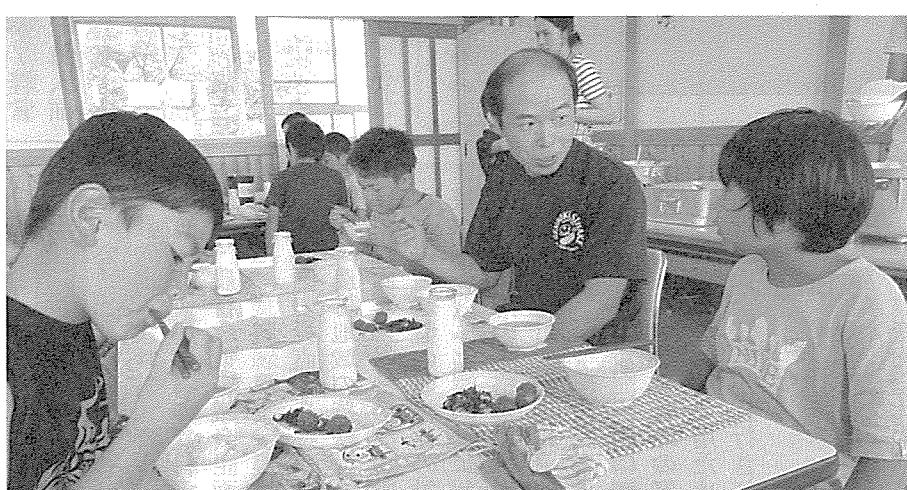
最も多く、次いで「農業体験学習の指導」(31・0%)となつた。吹田市農委など4農委では、市の「農業教育連携協議会」に参画している。

最適化指針を策定することになる。一方、残り半数の農委で策定を進めることが今後の課題だ。

農地中間管理事業5年後見直しでも法令で明確化された、地域の話し合い活動への参画については、11農委(26・2%)が実施。

富田林市農委では農業委員会

が須賀・伏山、嬉・喜志、東條、西板持の5回にわたり地区座談会を実施。大阪府や府みどり公社、JAの参画を得て、それぞれの地区の課題等について意見交換。泉佐野市農委は泉佐野市・安松土地改良区などと連携して集落座談会を3回実施。都市農業振興策などで意見交換が行われた。



「高槻産農産物の日」(7月9日)での農業委員と小学生との交流(高槻市立清水小学校)

24農委、利用集積で実績

30農委活動点検評価

農林水産省経営局農地政策課
長通知「農業委員会事務の実施
状況等の公表について」に基づ
く「平成30年度農業委員会にお
ける農地等の利用の最適化の推
進状況及び事務の実施状況」結

果がこのほどまとまった。
担い手への農地の利用集積で
新規の実績をあげたのが府内42
農委のうち24農委。集積実績面
積は700・70haでうち新規実
績面積は52・89haとなつた。

集落座談会のポイント

茨城県東海村農委等が実践

農業委員会組織において課題となつてゐる「地域の話し合い」活動への参画について、全国各地で取り組みが進

MFAメソッドは、「ファシリテーター(注2)」が進行役を担い、「参加者の主体性を引き出すこと」を重視している。

具体的な手法としては、4人程度のグループに分かれ、①参加者が付箋にアイデアを書き出す、②アイデアを書き込んだ付箋を順番に模造紙に貼り出す、③グループで話し合いながらアイデアを絞

められているところである。この地域の話し合いを有効に

進められるための一手法として、茨城県東海村など一部の農業委員会では「MFAメソッド(注1)」が導入されている。

茨城県東海村農委等が実践
進められるための一手法として、茨城県東海村など一部の農業委員会では「MFAメソッド(注1)」が導入されている。

遊休農地の発生防止・解消への取組については、13農委が解消実績をあげ、昨年度と比較して19・85haの遊休農地が減少した。これにより、遊休農地面積は153・79haとなつた。6農委が年度当初に立てた解消目標を達成している。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、過

機構法改正に基づく通知では、農業委員会委員及び事務局もこのようない役割が求められることとなつていて。

以上は、会議の進め方の例であるが、農業委員会には話し合いの場を通して地域の合意形成を図ることが求められている。農業会議では引き続き、農委に対し、地域の話し合いの開催に向けた支援・情報提供を行っていく。

(注2) 中立的な立場から (合意形成型)会議を円滑に進める進行役

7・1 ため池所有者らに都道府県への届出に加え補強対策など管理の努力義務を課す「農業用ため池管理保全法」が施行された。



(沼田)

(注1)「一般社団法人会議ファシリテーター普及協会(＝MFA)」が提唱する会議を進める手法

去3年間の参入実績数が7経営の取組については、13農委が解消実績をあげ、昨年度と比較して19・85haの遊休農地が減少した。これにより、遊休農地面積は153・79haとなつた。6農委が年度当初に立てた解消目標を達成している。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、過

具体的な取り組みとして、新規就農希望者と貸付け希望者とのマッチングを随時実施したり、農地あつせんに伴う現地説明会を行うなどの活動が報告されている。(北川)

6・21～7・20

6・27 農水省の食料・農業・農村政策審議会企画部会は、食料・農業・農村基本計画の見直しを巡って議論。農村地域の持続可能

6・38ha増加した。

月間農政ファイル

納税猶予関連事務の適正実施を

国税局と情報交換

近畿府県農業会議は7月5日、大阪市内で大阪国税局との相続税等納税猶予関連情報交換会を開き、関連事務の適正実施に向けて意見交換した。

近畿管内の農地等相続税納税猶予管理件数は、昨年6月末時点で1万4705件あり、猶予税額は4792億円となる。府県別では大阪府が最も多く、5929件、1927億円。

29年7月～30年6月までの相

続税納税猶予発生件数は454件、猶予税額は82億円。

また、国税局は管内の納税猶予を受けた全ての農地等を担保した事案（全部担保事案）について、7月以降に利用状況の照会を実施。今年の対象は、贈与税が昭和53・56・59・62・平成2・5年分の全部担保事案。相続税は平成2・5年に相続開始があった全部担保事案となっている。

国税局からは、①適格者証

明、引き続き農業経営を行つている旨の証明等の発行に際して現地確認の徹底、②農地等の異動事実を把握した場合は速やかに税務署へ通知すること、③発行した適格者証明書の控えの保存と台帳の整理、④特例農地等の利用状況照会等で税務署から協力依頼があつた際の対応について、農業委員会への要望があつた。

農業会議は情報交換会に先立ち、農委等を対象に「相続税等納税猶予関連事務等に関するアドバイス」を実施する。農業委員会、JA、実行組合などの協力を得た。

生産緑地制度の改正により、指定後30年を経過した生産緑地地区については、は買取り申出可能時期を10年先送りする「特定生産緑地制度」が創設され

ている。

この「特定生産緑地」の指定を受けたいとする回答が「所有する生産緑地の全て」「一部」で70.2%、「まだわからない」25.8%、「まだ知らない」2.4%である。

昨年、生産緑地の貸し借りを円滑に行うための法律が成立し、市及び農委の決定を経て、生産緑地を貸し付けても離作補償の必要はなく、また相続税納税猶予が引き続き適用されるようになつていて。

相続税納税猶予の適用を受けた生産緑地の貸し借りについてたずねたところ、「貸し付ける意向はない」（34.7%）、「まだわからない」（33.9%）とする回答が目立つた。

一方、「所有する生産緑地を貸したい」は全部、一部をあわせて11.3%にとどまつた。

ンケート」調査を実施した。

税務署から利用状況

照会があつた案件についての確認方法（複数回答）では、個別の現地確認（39件）が最も

多い結果となつた。

また、納税猶予適用

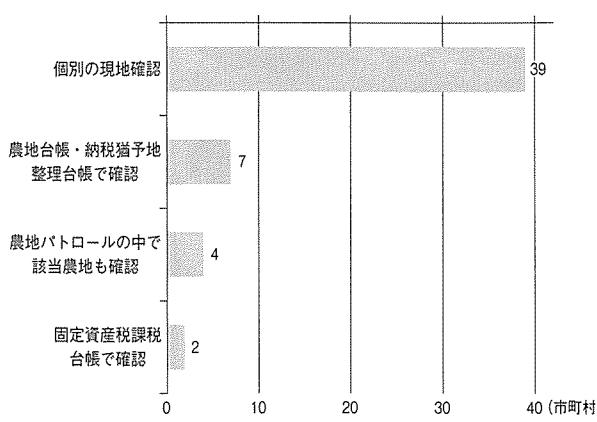
については、「把握でき

ている」と「ほぼ把握

できている」を合わせて100%であつた。

（田村）

利用状況の確認方法



7割が特定生産緑地を希望

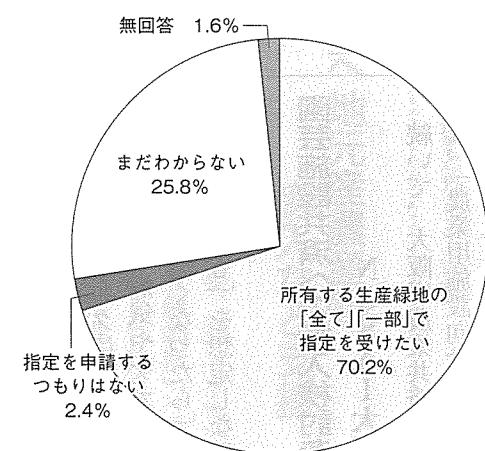
「他市同様、300平方メートルに」生産緑地アンケート

農業会議が生産緑地制度説明会への参加者を対象に実施したアンケート結果によると、約7割の人が「特定生産緑地の指定を受けたい」と考へていることがわかつた。

アンケートは、岸和田市（7月5・7日、回答数78）と吹田市（7月8・9日、回答数32）、泉佐野市（7月23日、回答数14）で実施。市都市計画担当課や

29年7月～30年6月までの相

特定生産緑地指定の意向について



昨年、生産緑地の貸し借りを円滑に行うための法律が成立し、市及び農委の決定を経て、生産緑地を貸し付けても離作補償の必要はなく、また相続税納税猶予が引き続き適用されるようになつていて。

相続税納税猶予の適用を受けた生産緑地の貸し借りについてたずねたところ、「貸し付ける意向はない」（34.7%）、「まだわからない」（33.9%）とする回答が目立つた。

一方、「所有する生産緑地を貸したい」は全部、一部をあわせて11.3%にとどまつた。

（北川）

農業経営に関するリスク対策を

農業経営改善研修会

大阪府農業経営者会議と大阪府農業法人協会は7月16日、大阪市内・大江ビルで「さまざま

な経営リスクに備える」をテーマに研修会を開いた。

まずはリスクの認識を

全兵連大阪府本部

研修ではまず、全国共済農業協同組合連合会大阪府本部普及部より「農業経営を取り巻く様々なリスク」について説明。

「農業を営むうえで発生するリスク」として、農作業中のケガ、自動車事故、農業用施設の損壊、出荷した農産物の回収、第三者への賠償、貸し倒れ等が

挙げられる。

また、「日常に潜むリスク」として、自身の死亡、病気やケガによる就農不能、現金盗難、顧客情報漏えい、「(法人等)の農業経営を取り巻くリスク」として経営者の死亡、労働災害などが考えられる。

まずは自身の経営に起こりうるリスクを認識し、対応する保険や共済などで、必要に応じて対処することが重要である。

「農の雇用事業」研修レポート

家庭を持つ社員を雇用する責任

岸和田市・(株)きしかん

「うちの従業員は皆、家庭を持つ年頃。農業で家族を養い、週に2日休み、福利厚生を整えようとして、一人一人の能力開発が肝心だ」と話すのは岸和田市の(株)きしかんの代表取締役・藤原真央さん(35)。

(株)きしかんは岸和田市の山側に位置する観光農園。約70haの農地に、いちご、水なすを栽培。水なすは生産・加工・販売まで一貫した取り組みをしており。また、春はイチゴ狩りとセットになつたバーベキューで、観光スポットとしても人気だ。

「新人の間は十分な収益確保に結びつかないが、育て、指導する期間を『農の雇用事業』で支援いただいてありがたい」と

藤原代表。

今まで受け入れた研修生は9人。内、独立就農が1人、離農者は1人、現在研修中の4人を含む7人が在職中で、初の研修生(H25年度)だった池田さんはこの春から、研修指導者として指導にあたつている。

多くの研修生を抱える(株)きしかんの研修・指導の方針は、「基本ありきだが、個性や自主性も尊重すること」。福利厚生も手厚く、産休・育休を終え、復帰した研修生もいる。

研修生たちは「上下の風通しの良い社風」「新人の意見も聞いてくれる」「社員同士、歳も近いし仲間意識が強い!」と話しており、採用の多くは社員が社員を呼ぶ人のつながりからだ。

藤原代表は「それぞれの強みを生かして、各自研修期間中に能力を磨いてもらいたい。そうなれば、会社も皆の家庭も安定するはず」と期待している。



研修指導者3人と研修生5人。大家族のような総勢8人。

園芸施設共済への加入検討を N O S A I 大阪

続いて、大阪府農業共済組合より、「農業用施設向けの制度」について説明した。

農業共済制度は農業者の相互扶助を基本に、農業保険法に基づいて実施されている国の災害対策制度。農業者の負担を軽減するため、掛金の約半分を国が負担する。対象となる灾害は風

水害、雪害などの自然災害や病虫害、火災や鳥獣害など。なかつたら」「病気やケガで農業を続けられなくなつたら」といった「もしも」を想定しなければならない。

今は、200平方メートル以上の施設に関するリスクに備えていなければなりません。一方で、「園芸施設共済」については、200平方メートル以上のガラス温室であれば加入可能。基本的に所有する全ての施設を加入する必要があるが、今年の6月からは耐用年数の2.5倍以上経過した施設は除外可能となつていて。

共済掛金の額は、骨格材、被覆材、面積、設置年数、補償割合(40~80%で選択)などから算出し、補償額(共済金額)は施設の評価額及び補償割合から算出する。

また、共済金支払い条件を①時価損害額が3万円または時価

額の5%のいずれか低い額を超えた場合、②時価損害額が10万円を超えた場合、③時価損害額が20万円を超えた場合の中から選択でき、①→②→③の順に掛け金が安くなる。

(辻井)



はじめの一歩村開村

就農へ向け意気込み語る

んで農のプロになれる」「ニッチ野菜王になる」「家族で農

7月20日、新規就農「はじめの一歩」村in堺の開村式が堺市

南区内の畠で開催され、30～50

代の研修生9人が就農に向けた第一歩を踏み出した。

「入村」した研修生らは令和2年3月までの約8ヶ月間、研修ほ場で栽培指導を受けるほか、近隣農業者による研修や販売演習などを通じて就農への歩を進める。

開村式当日、研修生らは1人ずつ決意を表明。「しっかりと学んで畜産会から小西氏

小西氏は、就任日と同日付けて畜産会からの届出により、府農業会議の団体会員代表者に就任した。



研修生らはそれぞれの目標への第一歩を踏み出した

自然災害にどう対処するか

農の匠の会総会

支予算などを承認した。

議案審議に先立ち、

マニ、6班に分かれてグループディスカッションを行った。

昨年の災害に際しては、「ビ

ニールを切つてハウスを守つた」「そのタイミングを見計ら

うのが難しい」といった意見や、「業者がなかなか来てくれない」など被災の後始末に困った話などが報告された。

これまでには比較的災害も少なく「保険に入る経営者が少なかつた」ことから、改めて「後悔のない判断が求められる」「特に新規就農者への支援が必要」など、農の匠らしい発言が飛び交った。(鈴木)

大阪府農の匠の会（西野孝仁会長）は、7月9日、KKRホテル大阪で令和元年度総会を開き、前年度の事業実施経過報告、令和元年度の事業計画、収

害に強い農業に向けて」をテーマとした。

総会終了後、出席者は「自然災害に強い農業に向けて」をテーマ

として農のプロになる」「ニッチ野菜王になる」「家族で農村カフェを営む第一歩とした」など抱負を語った。

はじめの一歩村は大阪府とり組んでおり、昨年、一昨年は富田林市内で実施した。(田村)

第40回常設審議委員会

(2万4355平方メートル) 及び、第2号議案の農地

第4条 4 2165
第5条 17 2万2190
合計 21 2万4355
(農地区分別件数は、3種農地9件、2種農地11件、農用地区9件、2種農地11件、農用地区1件)
域内農地1件)

法第18条の規定に基づく意見聴取に回答する件(大阪府知事)1件については、許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。

報告事項として、人・農地プランの具体的な進め方について説明した。

大阪府農業委員会職員協議会(会長・野岸寢屋川市農委事務局長)は7月11日、大阪市内で令和元年度第1回農地法等業務推進検討会を開いた。検討会では、まず大阪府農地法関係事務処理の手引きの

大阪府農業委員会職員協議会(会長・野岸寢屋川市農委事務局長)は7月11日、大阪市内で令和元年度第1回農地法等業務推進検討会を開いた。検討会では、まず大阪府農地法関係事務処理の手引きの

改訂について協議。各県での取り扱いを踏まえ、これまで申請の必要書類としていた譲渡人の印鑑登録証明書の要否や、3条の農作業當時従事要件の従事日数150日未満の例外規程(60日ルール)、農地法第3条の運用の取扱い、當農型太陽光発電

その後、農作物栽培高度化施設については、設置が必要となる標識について記載内容案を協議した後、職員協議会での発行を検討することにした。あわせて、全国での同施設の届出等の状況を報告した。(沼田)

農地法関係手引きで意見交換

第1回業務推進検討会

その後、農作物栽培高度化施設については、設置が必要となる標識について記載内容案を協議した後、職員協議会での発行を検討することにした。あわせて、全国での同施設の届出等の状況を報告した。(沼田)

法第18条 1 1076
(農地区別件数は、市街化区域内農地1件)
件数 面積(平方メートル)

第2号議案】
第1号議案】
件数 面積(平方メートル)

随想

大阪府担い手育成総合支援協議会（府、JA大阪中央会、みどり公社、農業会議で構成）は、直近の認定から3年目を迎える大阪版認定農業者に「農業経営計画の達成状況等について」のアンケートを実施する。

直近の農林業センサスによれば、大阪府の農業経営体数は9293。経営面積（注）は6013ha。お米・野菜・果樹・花卉・花木・畜産（酪農、養鶏、肉用牛、養豚）など、多種多様な農産物が生産されている。



「やるやん！大阪農業」

講師 中塚 華奈
大阪商業大学経済学部

昨日の8月31日（野菜の日）に、JAグループ大阪が主体となつて開設された「やるやん！大阪農業」（<https://yuruyan.osaka>）は、大阪農業の新たなブランド価値創造と、情報発信を目的とし、大阪の農家100人とのストーリーを紹介するウェブサイトである。

この農家のご協力をいただいた。取材の度に、個々の農家がもつ独特のキャラクターの魅力に惹かれた。「なぜ大阪で農業をしているのですか？」という質問は、在音や匂いにまつわる周囲への気遣いなど、「都会ならではのやりにくさ」があることだ。

取材を通して再確認したこととは、大都市圏の大坂での農業には、耕作面積の狭さ、農地の点在、音や匂いにまつわる周囲への気遣いなど、「都会ならではのやりにくさ」があることだ。

と底力があつた。取材の度に、個々の農家がもつ独特のキャラクターの魅力に惹かれた。

「なぜ大阪で農業をしているのですか？」という質問は、まだトラクターのない時代、どこの農家も家畜商から仔牛を預かり、牛に鋤を引かせて、翌年、仔牛と交換し、現金収入を得ていた。し尿や糞尿は、堆肥として農地に還元し、収穫された農産物を都市住民が消費するという資源循環が成り立つていった。

時代が変わり、都市農業振興基本法が成立。新たな施策は都市農業の保全や活用を後押しするようになつた。今も昔も都市農業の多面的機能による恩恵は決して小さくない。

◇筆者の紹介（なかつかかな）
1970年大阪生まれ。大阪商業大学経済学部講師。博士（農学）。NPO法人有機農業認証協会理事長。NPO法人食と農の研究所理事、NPO法人日本オーガニック農産物協会理事。専門は、有機農業、食品表示、食農教育。

大阪版認定農業者の皆さんへ

3年目の経営調査を実施します

大阪府担い手育成総合支援協議会（府、JA大阪中央会、みどり公社、農業会議で構成）は、直近の認定から3年目を迎える大阪版認定農業者に「農業経営計画の達成状況等について」のアンケートを実施する。

調査項目は「農業経営の現状」「計画目標達成のために取り組んだ事項」「今後の意向と必要な施策」など14項目。今年は28年9月及び29年3月に認定を受けた約550人の大阪版認定農業者を対象とし、8

月中に調査票を送付する。

地区連・農委研修各地

①7月23日、②鈴木専務理事兼事務局長、③JA大阪泉州泉佐野北支店

○豊能地区農委連合会（会長・阪本箕面市農委会長）
①7月24日、②鈴木専務理事兼事務局長、③同市役所

○枚方市農委（上山芳次会長）
①7月10日、②鈴木専務理事兼事務局長、③同市役所

○吹田市農委（吉田俊之会長）
①7月26日、②北川次長兼総務課長兼農政課長、③同市役所

○泉佐野市下瓦屋実行組合所

筆者は、このウェブ制作プロジェクトにライターとして参画しており、大阪府下一円の様々な農家をお訪ねした。これまでの歩みや現在の生産活動、今後の目標などを掘り葉掘り聞くという突撃インタビューに、多

また、昨年の台風による大打撃。再建にむけて頑張る姿を何度も目の当たりにし、心が痛かった。そんな逆風にも負けず、大阪の農家には、農業センサスのデータからは読み取ることのできない存在価値と多様性

れたところやもん」

都市農家の多くは、もともとそこで農業をしていた。周囲が都市化しただけだ。また、都市住民とは密接な関係があり、例えば和菓子屋の餡粕や豆腐屋のおからは、家畜の餌になつた。まだトラクターのない時代、どこの農家も家畜商から仔牛を預かり、牛に鋤を引かせて、翌年、仔牛と交換し、現金収入を得ていた。し尿や糞尿は、堆肥として農地に還元し、収穫された農産物を都市住民が消費するという資源循環が成り立つていった。

都心との距離が近いからこそ、食べる人の「声」がよく聞こえる。要望に応えて、生産物は多種多様。安心感や美味しさを追求し、生産技術の研鑽にも努力を惜しまない。都心という巨大マーケットが時代に即して刻々と変化させてきたニーズを巧みに汲み取り、創意工夫して挑戦し続ける大阪の農家を紹介する「やるやん！大阪農業」のウェブサイト。大阪農業のファンを増やし、大阪農業を盛り上げる一助になれば嬉しく思う。経営している耕地（属人統計）。

（編集部注）府内農林業経営体が